

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	釧路市 生活保護(外国人含む)に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

釧路市は、生活保護(外国人含む)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道釧路市長

公表日

令和7年2月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護(外国人含む)に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法に基づき、最低生活の保障及び自立の助長を図るため困窮の程度に応じ必要な支援を行っている。</p> <p>生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①生活保護の実施に関する事務 ②生活保護の申請に係る事実についての審査に関する事務 ③生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答に関する事務 ④生活保護の停止若しくは廃止に関する事務 ⑤職権による生活保護の開始若しくは変更に関する事務 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学就職準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務</p>
③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 生活保護版レセプト管理システム 3. 番号連携サーバー 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報関連ファイル(外国人含む)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・番号法第9条第1項、第2項 別表の23の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・第15条</p> <p>3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令の第2条の表(情報提供の根拠)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(13, 14, 18, 20, 28, 37, 40, 42, 48, 49, 53, 59, 63, 69, 74, 75, 76, 86, 87, 89, 96, 108, 125, 132, 141, 144, 151, 155, 158, 161, 167, 168, 169, 170, 171, 172の項)</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>: 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)が「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」(42の項)</p> <p>: 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)が「生活保護法による就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務であって第四十五条で定めるもの」(43の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	釧路市福祉部社会援護課
②所属長の役職名	福祉部次長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	釧路市総合政策部市民協働推進課 釧路市黒金町7丁目5番地 0154-31-4503
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	釧路市福祉部社会援護課 釧路市黒金町7丁目5番地 0154-31-4542
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、申請書記載の個人番号及び本人情報のシステム入力、特定個人情報や個人番号及び本人情報が記載された申請書の保管、廃棄などで人手の介在が考えられるが、複数人での確認等行っており、人為的ミスのリスク対策について十分と感ぜられる。	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input checked="" type="radio"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち	事後	情報提供ネットワーク接続申請に係る見直し
平成28年9月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関による担当部署	生活福祉事務所長 井上 真二	生活福祉事務所長 福岡 禎仁	事後	人事異動による修正
平成29年11月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち	事後	法令上の根拠の見直し
平成29年11月17日	II しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	平成27年11月15日 時点	平成29年10月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)見直し時期に係る修正
平成31年3月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	生活福祉事務所長 福岡 禎仁	所長	事前	規則の一部改正のため
平成31年3月4日	II しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	平成29年10月31日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	重要な変更[に当たらないため(計数の見直し)]
平成31年3月4日	IV リスク対策 1~9	-	必要事項について記載	事前	規則の一部改正のため
令和4年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	規則の一部改正のため
令和4年5月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	釧路市福祉部生活福祉事務所	釧路市福祉部社会援護課	事後	部署名変更による修正
令和4年5月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長の役職	所長	福祉部次長	事後	部署名変更による修正
令和4年5月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	釧路市福祉部生活福祉事務所 釧路市黒金町7丁目5番地 0154-31-4542	釧路市福祉部社会援護課 釧路市黒金町7丁目5番地 0154-31-4542	事後	部署名変更による修正
令和6年4月24日	I 関連情報 1特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	-	⑦進学準備給付金について追記	事後	規則の一部改正のため
令和7年2月25日	I 関連情報 1特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法に基づき、最低生活の保障及び自立の助長を図るため困窮の程度に応じた必要な支援を行っている。 生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。①生活保護の実施に関する事務 ②生活保護の申請に係る事実についての審査に関する事務 ③生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答に関する事務 ④生活保護の停止若しくは廃止に関する事務 ⑤職権による生活保護の開始若しくは変更に関する事務 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	生活保護法に基づき、最低生活の保障及び自立の助長を図るため困窮の程度に応じた必要な支援を行っている。 生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①生活保護の実施に関する事務 ②生活保護の申請に係る事実についての審査に関する事務 ③生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答に関する事務 ④生活保護の停止若しくは廃止に関する事務 ⑤職権による生活保護の開始若しくは変更に関する事務 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務	事後	規則の一部改正のため
令和7年2月25日	I 関連情報 3個人番号の利用法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の15の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第15条 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項、第2項 別表の23の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第15条 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	規則の一部改正のため
令和7年2月25日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる	番号法第19条第8号別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9.10.14.16.20.21.24.26.27.28.30.31.37.38.50.53.54.61.62.64.70.87.90.94.104.106.108.116.120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)が「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(26の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号法第19条第8号に基づく主務省令の第2条の表(情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(13.14.18.20.28.37.40.42.48.49.53.59.63.69.74.75.76.86.87.89.96.108.125.132.141.144.151.155.158.161.167.168.169.170.171.172の項) (情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)が「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」(42の項) 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)が「生活保護法による就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務であって第四十五条で定めるもの」(43の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	規則の一部改正のため
令和7年2月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	令和6年4月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	重要な変更[に当たらないため(計数の見直し)]
令和7年2月25日	IV リスク対策 8	-	新規追加項目について記載	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV リスク対策	8. 監査	9. 監査	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV リスク対策	9. 従業者に対する教育・啓発	10. 従業者に対する教育・啓発	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV リスク対策 11	-	新規追加項目について記載	事後	様式改正による変更